

# 「学校生活管理指導表」 発行料金の改定について

当院では、患者さんからのご依頼により、「学校生活管理指導表」を発行しております。  
当該文書について、**令和5年11月1日依頼受付分より料金を改定します**のでご了承願います。

## 「学校生活管理指導表」の発行料金について

### ■「学校生活管理指導表」発行料金

(改定前)

医科診療報酬点数 250点 (2割負担 500円、3割負担 750円)

↓

(改定後) ※**令和5年11月1日依頼受付分より**

保険給付外料金 **3,300円 (税込み)**

原則、保険給付外料金として全額自己負担していただきます (医療費助成は対象外)。

ただし、下記①～④に該当する患者さんについては、健康保険適用料金となり、医療費助成も対象となります。

- ① 児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である患者
- ② 児童福祉法第56条の6第2項に規定する障がい児である患者
- ③ アナフィラキシーの既往歴のある患者
- ④ 食物アレルギー患者

「学校生活管理指導表」発行料金
<b>3,300円 (税込み)</b>
※ただし、下記(1)～(4)に該当する方は健康保険適用料金となります。 (2割負担の方 500円、3割負担の方 750円 ※市町村医療費助成対象) (1) <u>小児慢性特定疾病医療支援の公費受給者証</u> をお持ちの方 (2) <u>障がいのため人工呼吸の装着など日常生活上で医療的ケアを必要とする方</u> (3) <u>アナフィラキシーの既往歴</u> のある方 (4) <u>食物アレルギー</u> の方

令和5年10月25日  
岩手県立磐井病院長